

前橋市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、都市計画部、議会事務局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年11月27日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	宮	田	和	夫
同	横	山	勝	彦

内 監

平成29年11月27日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 金 井 清 一 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	宮 田 和 夫
同	横 山 勝 彦

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

都市計画部

都市計画課、建築指導課、市街地整備課、区画整理課
議会事務局

2 監査期間

平成29年10月11日から同年11月27日まで

3 監査対象

平成29年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成28年度も対象としました。

4 監査委員の除斥

議会事務局の監査のうち政務活動費の監査において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、宮田和夫監査委員及び横山勝彦監査委員は除斥しました。

5 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

6 所属別監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 都市計画部都市計画課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

路上違反広告物除却業務において、実施起案に予定価格が記載された予定価格調書を添付しており、秘密の保持が確保されていない状況であった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

イ 備品の有効活用について（要望事項）

備品の管理状況において、既に終了した事業で使用した投光器を40点有しているが、その多くが地下倉庫に保管されたまま使用していない状況であった。使用していない備品の有効活用を図るため、所属替や売却を行うなど検討されたい。

(2) 都市計画部建築指導課（要望事項1件）

ア 現金保管方法の見直しとレジスターの導入について（要望事項）

収納した現金の保管方法において、1日に収納する現金が高額になることが多いため、収納した現金は業務終了に合わせ即日夜間金庫に入金しているが、業務時間中は職員机上の開放された状態の手提金庫で保管していた。

また、建築指導課で取扱う複数の現金収納事務において、窓口で現金領収書を交付しているが、日々の収納件数も多く、事務の煩雑化を招いているとともに、現金領収書の印刷費用、使用枚数等の経費面から考えても見直しが必要であるものとする。

現金の安全な保管、事務の効率化及び経費節減等の観点からレジスターの導入について検討されたい。

(3) 都市計画部市街地整備課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 都市計画部区画整理課（指摘事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

駒形第二（仮称）先行買収用地（行政財産）である駒形町157番地26所在土地ほか1件において、車両の駐車及び物干しの設置など無断で使用されており、不適正な管理状況が常態化していた。

柵の設置による境界の明示、または使用者を特定し行政財産目的外使用許可による使用料の徴収等について検討し、財務規則にのっとった適正な管理を行うように改善されたい。

(5) 議会事務局（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

平成28年度政務活動費における収支報告書及び領収書等の証拠書類において、会派報作成費の一部で二重計上されているものがあつた。

過剰交付となっている政務活動費は速やかに返還を求めるとともに、証拠書類の精査をより厳密に行うなど内部統制機能の強化に努められたい。

イ 政務活動費の運用指針の見直しと公開について（要望事項）

政務活動費の運用指針において、指摘事項のような二重計上を防ぐため専用口座の設置を規定するとともに、政務活動費に係る判例・判決や社会情勢の変化などに応じ、内容の精査を適宜行い、見直しを行うものとされていることから、更なる透明性を確保するため、今後も継続的な研究と情報収集に努めながら、積極的な見直しを図られたい。

また、全国はもとより、県内でも政務活動費の運用指針をホームページ等で公開する都市が増えつつある現状を踏まえ、本市においても指針の公開について検討されたい。